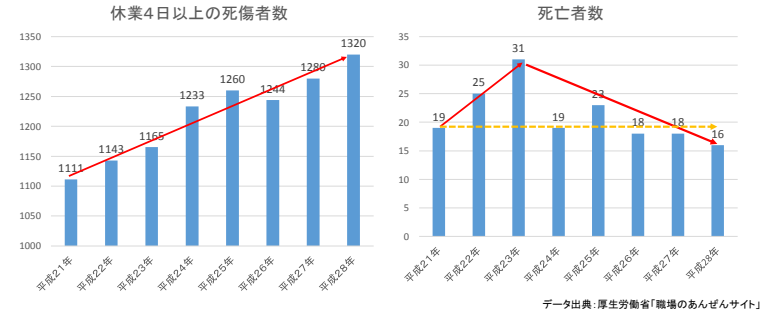


## 基本的な安全衛生活動について (簡易版)

1

### 1.1 休業4日以上死傷者数と死亡者数の推移



2

### 1.2 度数率と強度率(平成28年)

	全産業	一廃・産廃処理業
度数率	1.63	8.00
強度率	0.10	1.11

度数率・強度率ともに悪化

データ出典: 厚生労働省「労働災害動向調査」

(※事業所規模100人以上、産業廃棄物処理業のみのデータはなく一般・産業廃棄物処理業の合計)

度数率は全産業は1.6前後で安定、一廃・産廃処理業は改善傾向であったが27年からは悪化  
強度率は全産業は緩やかに減少、一廃・産廃処理業も減少傾向であったが、28年は大幅悪化

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 1,000,000 \quad (\rightarrow \text{延べ労働時間100万時間当たりの死傷者数})$$

$$\text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 1,000 \quad (\rightarrow \text{延べ労働時間1千時間当たりの労働損失日数})$$

3

### 1.3 平成28年 各県の災害発生件数

死傷災害	県名(件数)	都道府県数	合計
100件以上	神奈川県(127),埼玉県(108)	2	235
60件以上	北海道(81),東京(70),静岡(62),大阪(60)	4	273
50件以上	千葉(56),愛知(53),兵庫(51)	3	160
40件以上	広島(49),福岡(49)	2	98
30件以上	宮城(35),京都(35)	2	70
20件以上	熊本(29),岡山(26),群馬(23),新潟(23),茨城(22),栃木(22) 長野(21),三重(20),長崎(20),鹿児島(20)	10	226
10件以上	福島(17),愛媛(17),大分(17),奈良(15),山梨(14),佐賀(14) 石川(13),秋田(12),山形(12),富山(12),岐阜(12),宮崎(12) 滋賀(10)	13	177
10件未満	青森(9),岩手(9),鳥取(9),島根(9),和歌山(8),山口(8) 徳島(8),沖縄(8),福井(6),香川(5),高知(2)	11	81
合計		47	1,320
死亡災害	県名(件数)	合計件数	
	埼玉(3),富山(2),大阪(2),島根(2),茨木(1),群馬(1),愛知(1),広島(1) 愛媛(1),福岡(1),熊本(1)	16	

データ出典: 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

4

## 2.1 労働安全衛生法で決められている事

- ✓ 事業者の責務
- ✓ 労働者の責務
- ✓ 安全衛生管理体制
  - ・総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医、作業主任者
  - ・安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会
  - ・安全管理者等に対する教育等
  - ・事業者の講ずべき措置等(機械・爆発物・電気・熱・墜落・粉じん・換気・採光・休養・避難等)
- ✓ 労働者の就業に当たっての措置
  - ・雇入れ時の教育、職長等の教育、就業制限、中高年者への配慮
- ✓ 健康保持増進のための措置
  - ・作業環境測定、作業の管理、作業時間の管理、健康診断、保健指導、健康教育
- ✓ 快適な職場環境の形成のための措置

5

- ✓ 安全衛生改善計画
- ✓ 使用停止命令等
- ✓ 法令等の周知
- ✓ 書類の保存等
- ✓ 罰則

### 罰則の例

- ・免許を受けた者又は技能講習終了者から作業主任者を選任し、作業指揮をさせなかった場合  
⇒ 六月以下の懲役または五十万円以下の罰金
- ・クレーンの運転を資格のない者にさせた場合  
⇒ 五十万円以下の罰金
- ・総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任しなかった場合  
⇒ 五十万円以下の罰金
- ・安全委員会、衛生委員会を設置しなかった場合  
⇒ 五十万円以下の罰金

6

## 2.2 労働災害が起ると

労働基準局の立入検査(臨検)がありうる

何が行われるか

労働関係帳票類の確認(ex.就業規則、健康診断個人票、安全衛生管理者選任状況等)  
事業主・責任者へのヒアリング  
場内立入・現場確認、労働者へのヒアリング

違反等があると

違反までいかない問題点 ⇒ 指導票  
違反があった場合 ⇒ 是正勧告書 ⇒ 使用停止命令書、立入禁止命令書  
重大・悪質な違反があった場合 ⇒ 逮捕・送検

場合によっては、廃棄物処理法/欠格条項に該当もありうる

7

## 3.1 経営者の取り組むべきこと

phase 1

- 業界と自社の現状認識
- 安全衛生に係る外部教育の受講(しなければならないことの理解)
- 安全に取り組む意思表示(安全大会、安全祈願、安全衛生規程作成等)
- 体制整備・要員の確保(委員会設置、安全・衛生管理者、安全推進員等)

Phase 2

- 安全衛生活動の実施 I (朝礼、KY、5S、ヒヤリハット、安全パトロール等)
- 自社教育資料の整備(作業手順書、点検表、非常事態対応マニュアル等)
- 社内教育の実施(実施記録作成、保管)

Phase 3

- 安全衛生活動の実施 II (リスクアセスメント、ヒューマンエラー対策等)
- 安全衛生マネジメントシステムの導入

8

### 3.2 安全・快適な職場のイメージ

■ : 法定事項 □ : 初歩的な取組 ▨ : 高度な取組

